

# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除したものを用いる(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
横浜	横浜市	修正 R5.4.3	ブロック塀等改善事業補助金	①除却：道路等に面するブロック塀等を原則すべて除却する工事 ②新設 ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量のフェンス(ネットフェンス、アルミフェンス等)又は生垣の新設 ※道路等：道路法による道路、建築基準法第42条に規定する道路又は第43条第2項に基づく空地、その他これらに類するもので市長が認めるもの。 ※幅員が4m未満の道路の場合、軽量のフェンス等又は生垣を新設する費用は原則対象外 ※※幅員が4m未満の道路の場合、軽量のフェンス等の新築にあたり、中心から2m以上の後退が必要な場合がある。施工業者は、市内に本社のある事業者から選定する必要あり。 (契約金額が100万円以上となる場合は、2者以上の見積書が必要) 施工業者との契約は必ず市から交付される「補助金交付決定通知書」受領後に契約する必要あり。	①除却：道路等に面するブロック塀等を原則すべて除却する工事 ②新設 ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量のフェンス(ネットフェンス、アルミフェンス等)又は生垣の新設 ※道路等：道路法による道路、建築基準法第42条に規定する道路又は第43条第2項に基づく空地 ※幅員が4m未満の道路の場合、軽量のフェンス等又は生垣を新設する費用は原則対象外 ※※幅員が4m未満の道路の場合、軽量のフェンス等の新築にあたり、中心から2m以上の後退が必要な場合がある。	①除却工事費の9/10  ②新設工事費の1/2	左記①の額と長さ×13,000円/mを乗じた額のいずれか低い額 (1,000円未満切捨て)  左記②の額と ・基礎新設の場合、長さ×37,000円/m ・既存基礎を利用する場合、長さ×18,000円/m ・生垣を設置する場合、長さ13,000円/mのいずれか低い額 (1,000円未満切捨て)	30万円  除却工事費と合わせた上限額は塀の長さに応じて 10m未満30万円 10m～20m未満40万円 20m以上50万円	ブロック塀等の所有者又は管理者	①従前にこの要綱による補助金の交付を受けたブロック塀等と同一敷地にあるもの ②従前に国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けたもの ③国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けようとするもの	建築局 建築防災課	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/block/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/block/</a>	045-671-2930	当面の間、申請手続きは郵送による受付となっている。  補助金申請に必要な事前相談の申し込みは10月末まで、補助金の交付申請は12月末まで。  (令和6年2月までに工事の完了及び市への完了報告書の提出がない場合は補助金の交付はできない) ①補助対象の可否について事前相談に対する回答で伝える。 ②道路等の判断について要確認。  「狭あい道路拡幅整備事業」の対象となる場合は、「ブロック塀等改善事業」は原則利用できません。  狭あい道路整備促進路線の後退範囲のブロック塀の除去や新設の相談は045-671-4544に
川崎	川崎市	修正 R5.4.1	ブロック塀等撤去促進助成金	道路等や公園等に面する安全性が確認できない1.2m超のブロック塀等の撤去費 ※道路(建築基準法第42条に規定する道路や不特定多数の者の通行に用に供する道路) ※公園(都市公園法第2条に規定する都市公園及びその他の不特定の者が利用する公園・広場) ※ブロック塀等(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀及び類するもの、塀に付随する門柱を含む。擁壁や土留めは対象外)	・ブロック塀等の高さが1.2m以下となるように撤去する工事(門柱のみの撤去は対象外) ・上部のみを撤去する工事、全てを撤去する工事とも対象となる ・ブロック塀等の基礎の撤去費も対象	施工業者に支払った金額のうちブロック塀等の撤去に要する費用の1/2	見付面積×6,250円/㎡ (1,000円未満切捨て)	30万円	・助成金の交付決定を受けたブロック塀等の所有者(共有の場合はその代表者)及び管理者 ・個人・法人の別は問わない	・ブロック塀等の下にある擁壁の撤去費や塀に設置されているフェンスや門扉の撤去費は対象外。 ・過去にこの要綱に基づく交付決定を受けた同一敷地で行う事業	まちづくり局 指導部 建築指導課 建築安全担当	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/50/page/0000098401.html">http://www.city.kawasaki.jp/50/page/0000098401.html</a>	044-200-2757	施工業者との契約前に申請する必要がある  申請受付期間は毎年度、4月1日から翌年1月31日まで
		改正 R3.3.1 施行	狭あい道路拡幅整備事業	整備支障物件(後退用地に存する生け垣、門、塀、擁壁等が、建築基準法第42条2項による道路に設置されており、かつ、後退用地を寄附する場合)	後退用地の整備を行ううえで支障となる整備支障物件の 除却等	助成対象工事費の1/2	支障物件ごとに別に掲げる整備支障物件の区分に応じ、算出した工事費の合計 (100円未満切り捨て)	30万円	建築主等(狭あい道路に接する敷地に建築物を建築又は工作物を築造しようとする土地所有者等)		まちづくり局 指導部 建築審査課	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/50/page/0000017817.html">http://www.city.kawasaki.jp/50/page/0000017817.html</a>	044-200-南部3016 中部3020 北部3045	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ来庁を控え、当分の間、原則、電話等による対応をお願いする
		改正 R3.4.1 施行	区画道路拡幅整備事業	不燃化重点対策地区(川崎区小田周辺・幸区幸町周辺)の拡幅促進路線において、土地所有者等がセットバックする場合に塀・垣柵等を除却して新たな塀・垣柵等を新設する事業に対し、その費用の一部を補助する	拡幅促進路線における、幅員4mへの拡幅に係る整備支障物件の除却及び整備支障物件の除却に係る新設			別表第1に掲げる整備支障物件及び新設する外構物件の区分に応じて算出した工事費と実際の工事費のうち安価なもの	除却 30万円 整備支障物件の除却に係る新設：30万円	事業を行う土地所有者等で市長が認める者	整備支障物件の除却を伴わない新設は対象外	まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/50/page/0000018071.html">http://www.city.kawasaki.jp/50/page/0000018071.html</a>	044-200-2731

# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除したものを用いる(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
相模原	相模原市	修正 R5.10.10	危険ブロック塀等撤去奨励補助制度	<p>「ブロック塀点検表」により、危険性が認められるブロック塀のうち道路等に沿って設置されたもので、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが1mを超えるもの</li> <li>・擁壁等の上にあつて、擁壁等との高さの合計が1mを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの</li> <li>・ブロック塀等の一部にフェンスが含まれる場合は、フェンスとブロック塀等に一体性があるものに限り、フェンス設置部分のブロック塀等を対象に含む</li> </ul> <p>※道路等：道路、公園その他一般の用に供する場所                  ※ブロック塀等：コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀等その他これに類する塀及び門柱                  ※既に撤去に着手している、または、既に撤去済みのブロック塀等は対象外</p>	<p>左記の対象を相模原市内の業者が撤去するもので、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀等及び基礎の一部は又はすべて取り除く工事</li> <li>・ブロック塀の高さを道路面からおおむね40cm以下に減じる工事</li> </ul> <p>※施工業者は 市内に営業所を置き、かつ、当該営業所の所在地が明記された見積書及び請求書又は領収証書を発行できる業者に限る</p> <p>※見積書の内訳は、補助対象工事（ブロック塀等及び基礎の撤去並びに撤去した部分の処分費）とその他の工事を明確に分ける</p> <p>※事業着手は、補助金交付決定通知書が届いてから契約・着手すること</p>	<p>補助対象経費（税抜き）の1/2                  ただし、市長が緊急かつ重大な危険があると判断した場合は、3/4</p> <p>・重点地区内や通学路沿いにある場合は、3/4</p> <p>※重点地区（市内小学校・義務教育学校の敷地境界からおおむね500m以内の範囲で市長が定める地区）</p>	<p>補助対象経費とは、ブロック塀等の撤去（撤去したブロック塀等の処分費を含む）に要する費用で、「見積額」と「工事費標準額表を用いて算出した金額」のいずれか少ない金額（1,000円未満切り捨て）</p> <p>重点地区に該当せず、通学路及び通学路以外の道路の両方面に面するブロック塀等の撤去に対する補助金の額は、それぞれの道路に面するブロック塀等の面積による加重平均により算出する</p> <p>※工事費標準額表は、塀の種類によって細かく設定されているため、要綱の別表で要確認                  ※運搬費は、工作物廃材量組成一覧により、除却量を算出し、台数を計上する</p>	<p>10万円                  （重点地区内や通学路沿いにある場合は、15万円）</p>	<p>ブロック塀等の所有者又は管理者                  （個人・法人の別を問わない）</p>	<p>①国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体がブロック塀等の撤去を行う場合                  ②道路改良等公共事業の補償対象となる場合、                  ③市の他の要綱の適用を受け、市の負担によりブロック塀の撤去を行う場合                  ④販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀の撤去を行う場合                  ⑤ブロック塀等の所有者が本市の市税及び国民健康保険税を滞納している場合                  ⑥ブロック塀等が設置されている場所において、過去に補助金の交付を受けたことのある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に撤去に着手又は、撤去済みの場合</li> <li>・塀を再築する費用</li> </ul>	<p>建築政策課                  (耐震推進班)</p>	<p><a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurasahi/1026489/suimai/1026513/1007980.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurasahi/1026489/suimai/1026513/1007980.html</a></p>	<p>042-769-8252</p>	<p>受付は、郵送及び窓口受付を実施している。                  郵送等での申請希望の場合は、建築政策課に問い合わせる。</p> <p>受付期間は、令和5年4月17日から令和5年12月28日まで</p> <p>令和6年2月29日までに完了報告が必要</p>
	横須賀市	終了	危険ブロック塀等緊急対策補助金											市民部危機管理課にて昨年度まで実施していたが、現在は終了している。
横須賀	逗子市	一部改正 R5.4.1	危険なブロック塀などの撤去費用助成制度	<p>次の3要件すべて該当するブロック塀等が対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震等の災害時に避難所等まで避難する通り抜け可能な道に面したものの</li> <li>2. ブロック塀の延長が1メートルを超え、かつ道路面から高さ1メートルを超えるものの</li> <li>3. 点検において改善を要するとされたものの</li> </ol> <p>※緊急避難道路 地震等の災害時に逗子市耐震改修計画（平成31年1月17日改定）における避難路図で表示されたものの</p> <p>※ブロック塀等 緊急避難道路に面し、延長が1mを超え、かつ道路面からの高さが1mを超えるコンクリートブロック塀、組積造（石、レンガ等）の塀及びこれらに類するもの並びにこれらを組み合わせた塀（擁壁の上に築造されている場合は、高さ60cmを超え、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが1mを超えるもの）の内、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等のチェックポイント」による点検において改善を要するとなったもの</p> <p>※安全対策工事 ブロック塀等を全て撤去すること、又は道路面からの高さをおおむね40センチメートル以下にする工事をいう。以下抹消</p>	<p>*安全上の観点から特に市長が必要と認めた工事については、補助対象とする。</p> <p>*撤去工事は、逗子市と「逗子市におけるブロック塀等安全対策工事に関する協定」及び「災害発生時の応急対応に関する協定」を締結している「逗子葉山建設業協会」に加盟している市内業者に委託すること。</p> <p>*撤去後、池垣・緑化フェンス等を構築する場合は、別に緑政課で助成制度あり</p> <p>*セッバックが必要な敷地にあるものについては、全部撤去すること</p> <p>*ブロック塀を撤去した後の敷地において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀等を再築しないこと。</li> <li>・建築基準法（昭和25年法律201号）に違反した建築物又は工作物を設置しないこと。</li> </ul>	<p>ブロック塀の撤去工事にかかる費用の2/3                  (1,000円未満切捨て)</p>	<p>20万円</p>	<p>市内ブロック塀等が付属する建築物の所有者または管理者で市税を滞納していない方</p>	<p>①販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀の撤去する工事                  ②交付決定以前に着手している工事                  ③ブロック塀等に対して、他の助成または補償を受けて行う工事                  ④法人が所有し又は管理するブロック塀等に関し行う工事                  ⑤過去にこの交付要綱に基づき補助金の交付を受けた建築物に付属するブロック塀等を撤去する工事</p>	<p>環境都市部                  まちづくり景観課</p>	<p><a href="https://www.city.yuzushi.kanagawa.jp/kurashi/suimai/1002149/1002158/1002161.html">https://www.city.yuzushi.kanagawa.jp/kurashi/suimai/1002149/1002158/1002161.html</a></p>	<p>046-873-1111 (内線462)</p>	<p>補助金を受けるものは、交付決定通知日以降、その年度の2月末日までに安全対策工事を完了し、及び完了実績報告書を提出すること</p>	

# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除したものを用いる(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
横須賀	三浦市													
	葉山町	修正	ブロック塀等撤去補助金	次のすべての要件を満たすこと。 ○立地 ・申請者以外の第三者が通行する道路(私道を除く)又は公園に面すること。 ○規模 ・延長1m以上かつ高さ1m以上(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1m以上かつ塀の高さが60cmを超える)であること ○危険性 ・傾き、ひび割れ等があり、地震発生時に倒壊の危険性があると町長が判断したもの ただし、町長が特に必要であると認めたときは、この限りではない。	倒壊等の危険性のあるブロック塀等を高さ1m未満に解体撤去する工事  ブロック塀等とは、鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀及び組積(石、レンガ等)造の塀  ブロック塀の撤去後に生け垣を設置する場合は下段の「いけがき設置等助成制度」による	撤去費用の1/2(1,000円未満切り捨て)	撤去費用の1/2と撤去延長×5千円の額のいずれか少ない額	1敷地10万円	自らが所有する戸建て住宅に付属するブロック塀等を所有する個人で、申請年度の3月10日までに町内に事業所を置く業者により工事を完了し、補助金の交付申請を行うことができる者。	・土地の販売を目的とする ・過去に同じ場所において、本補助金の交付を受けたことがある ・葉山町まちづくり条例に規定する開発事業に伴う工事による撤去 ・国・地方公共団体・その他の公共団体が行う工事による撤去 ・他の助成制度を受ける撤去 ・道路整備に伴う移転補償を受ける撤去 ・住宅の建て替えに伴う撤去 ・町税を滞納している ・暴力団等の排除	都市計画課	<a href="https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/9131.html">https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/9131.html</a>	046-876-1111	事前に都市計画課へ相談  工事完了実績報告書及び書類は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付申請年度の3月10日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。
		修正	いけがき設置等助成制度	○生垣の設置 ・長さの合計が3m以上あること ・土台は70cm以下(敷地側)で、生垣が道路から確認できること ・道路境界又は隣地境界より50cm以上内側であること ・樹高50cm以上であること ○ブロック塀の撤去 ・生垣設置のための撤去であること	みどり豊かな住みよい環境づくりと防災を目的として、住宅用敷地に新たに「いけがき」を設置しようとする場合	工事費用の1/2又は標準単価以内	・生垣設置3千円/m ・ブロック塀撤去7千円/m(100円未満切り捨て)	1敷地につき ・生垣設置6万円 ・ブロック塀撤去14万円	町内に住宅用敷地を所有又は管理する者 ・葉山町まちづくり条例に規定される植栽の確保のために設置するもの	・販売を目的とするもの ・既存のいけがきの植え替えを行うもの ・事業者が行うもの ・葉山町まちづくり条例に規定される植栽の確保のために設置するもの	環境課	<a href="https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/11/aramashi.pdf">https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/11/aramashi.pdf</a>	046-876-1111(内線453)	事前に環境課へ相談 生垣の設置工事を完成した日から5年間は、いけがきとして活用すること。 枯損の防止、病害虫の除去、道路へのみ出し防止等いけがきの良好な管理育成に努めること。
中	平塚市	修正 R5.3.30	ブロック塀等倒壊予防補助金制度	次の1～5の全てを満たしたもの 1.居住者のいる戸建て住宅及び兼用住宅にあるもの 2.塀及び門柱の高さが80cm以上あるもの 3.コンクリートブロック塀、大谷石塀及び万年塀等 4.道路に面するもの(隣地境界の塀等は補助対象外) 5.市職員が現地調査を行い、危険度「大」と判定したもの	既存の危険なブロック塀等を除却する工事(一戸建て住宅等の除却、新築又は改築に併せて行う工事を除く。)をいう。 ※このほかに ・「狭あい道路整備事業」：危険なブロック塀等の除却を伴う場合の自主的な道路後退に対する補償制度がある。	①一般世帯：除却費用(税込)の1/2 ②世帯全員の市民税が前2年間非課税の世帯：除却費用(税込)の10割(1,000円未満切り捨て)	補助対象事業費(税込)の上限は、14,300円/㎡  ※申請者は、申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を交付申請書に添えて提出しなければならない。	①の場合：15万円 ②の場合：30万円	・補助対象となるブロック塀等の附属する一戸建て住宅又は兼用住宅の所有者又は居住者 ・市税を滞納していない者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないもの。	①平塚市建築行為に係る狭あい道路整備要綱(昭和60年訓令第2号)第8条の規定による物件移転補償を受けるブロック塀等の除却工事 ②都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴う工事 ③国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事 ④既にこの要綱(平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱(平成16年4月1日施行、平成21年4月1日廃止)を含む。)に基づき補助金の交付を受けた倒壊予防策 ⑤国及び地方公共団体その他の公共団体から補償を受けるブロック塀等の除却工事	建築指導課 狭あい道路整備事業は、道路管理課(0463-21-9846)	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizu-kuri/page-c01930.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizu-kuri/page-c01930.html</a>	0463-21-9731	
	秦野市	改正 R3.4.1 施行	危険ブロック塀等防災工事補助金	危険なブロック塀等とは、自己の居住のために使用している土地の敷地面から50cm以上の高さを有する塀及び門柱で、コンクリート、コンクリートパネル、石材等を用いて築造したもののうち、地震等により倒壊するおそれのある次に掲げるもの 1.ひび割れしているもの 2.破損しているもの 3.傾斜しているもの 4.建築基準法の基準に適合しないもの	宅地と接する公衆用道路(建築基準法第42条第2項に規定する道路を含む。)との間に設けられた、危険なブロック塀等の除却費用	補助対象額の75%	標準額×塀等の面積で算出した標準額と事業者の見積額のいずれか少ない額 ※標準額 ①ブロック塀等： (基礎残しの場合) 壁面面積×5,000円/㎡ (基礎撤去の場合) 壁面面積×14,500円/㎡  ②門柱：1基13,800円(1,000円未満切り捨て)	50万円	宅地と接する公衆用道路との間に設けられた危険なブロック塀等を除却する者	①秦野市道路後退用地取扱基準に基づく補助を受けた者 ②市からのこの要綱に類似する補助又は補償を受けた者 ③既存のブロック塀等を除去した後、新たに50cm以上の高さを有するブロック塀等を設置する者 ④市税等を滞納している者	防災課 防災担当	<a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/content/10010000101065/index.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/content/10010000101065/index.html</a>	0463-82-9621	本要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、令和3年4月1日以後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。



# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除等したものをいう(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
中	伊勢原市	修正 R5.5.1	危険ブロック塀等撤去等補助金	危険ブロック塀等：倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、通学路等に面する部分が、道路面からの高さが1.2メートル(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1.2メートルを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60センチメートルを超えるもの)を超えるブロック塀等で、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高く、担当職員事前調査で危険と判定されたもの  ※ブロック塀等市内にあるコンクリートブロック塀、組積造(レンガ石、大谷石等の石造)の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれと一体の門柱並びに基礎	地震の際に転倒や倒壊のおそれがある危険ブロック塀等の撤去や、フェンス等の安全な工作物への入れ替えにかかる工事  ※安全な工作物等建築基準法施行令に規定する構造に適合する塀又は軽量な塀等(アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生け垣など)	ブロック塀等撤去工事 一般道路 1/2 通学路 3/4  安全な工作物等設置工事 一般道路 1/2 通学路 1/2	ブロック塀等撤去工事 一般道路 補助標準額 10,000円/m 通学路 補助標準額 15,000円/m  安全な工作物等設置工事 一般道路 補助標準額 10,000円/m 通学路 補助標準額 10,000円/m  ※補助額の算定は、次の1～3のうち最も低い額とします(千円未満切り捨て) 1.対象工事費×補助率 2.補助標準額×ブロック塀等の長さ 3.補助限度額	ブロック塀等撤去工事 一般道路 100,000円 通学路 150,000円  安全な工作物等設置工事 一般道路 100,000円 通学路 100,000円	市内において危険ブロック塀等を所有する者	①市税を滞納している者 ②国又は地方公共団体 ③他の助成又は補償を受けてブロック塀等の撤去等を行う者 ④販売又は収益を目的として整地、宅地造成又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去等を行う者 ⑤過去に同一の敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者 ⑥暴力団員に該当する者	企画部 危機管理課 危機管理係	<a href="https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2020012300040/">https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2020012300040/</a>	0463-94-4865	申請受付期間は令和6年5月1日(月)から令和6年1月31日(水)まで ※令和6年2月29日までに施工完了し、施工業者への支払完了が条件
	大磯町	修正 R5.5.9	危険ブロック塀撤去等補助金	県町が指定する緊急輸送路・町立学校が指定する通学路に面するブロック塀等(組積造の塀で、コンクリートブロック塀・大谷石塀又はレンガ塀、万年塀は対象外)で、点検チェックポイントにおいて、改善を要するものとなったもの	道路境界から高さ60センチメートルを超える塀 又は 擁壁等のうえにあって擁壁等との高さの合計が1メートルを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60センチメートルを超える塀を撤去 又は 60センチメートル未満に低くする工事で町内の事業者により工事を行う場合	撤去工事費の1/2以内  通学路に面している場合や所有者(管理者)が非課税世帯の場合3/4以内	町の単価表による積み上げと、町内事業者が作成する見積書のいずれか安価な方  町の単価表(標準工事費)基礎 10,000円/m 塀 5,000円/m <sup>2</sup>	10万円  通学路に面している場合や所有者(管理者)が非課税世帯の場合15万円	危険ブロック塀等を所有・管理する者	町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がある場合	都市建設部 都市計画課	<a href="http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsubuhitanto/kenchikubutsu/blockhei/12043.html">http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsubuhitanto/kenchikubutsu/blockhei/12043.html</a>	0463-61-4100(内線：242)	令和5年度の申請書提出は、令和5年5月8日(月)～12月8日(金)。令和5年度募集件数は2件で、応募件数に達し募集終了。
	二宮町	修正 R5.4.24	ブロック塀等撤去工事補助金	幅員4メートル以上の公道(国道、県道、町管理道路)に面する、個人が所有するブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀(万年塀)、石積み(大谷石、レンガ積み)等により築造された塀等で、次のいずれかに該当するもの ・道路境界より高さ60センチメートルを超える塀 ・擁壁等のうえにあって、擁壁等との高さの合計が1メートルを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60センチメートルを超えるもの	個人が所有する公道に面したブロック塀等の撤去工事(ブロック塀等を撤去する又は塀の高さを0.6メートル以下にする工事)で、かつ、町内に本店又は支店を有する事業者により施工されたもので、町内工事事業者一覧表参照のこと	撤去工事費の1/2以内  通学路に面しているものについては、撤去工事費の9/10以内  (1,000円未満切り捨て)	施工業者が作成した見積書の額	10万円  通学路に面しているものについては、20万円	ブロック塀等が附属する土地の所有者で、 ①町税等を滞納している者 ②過去に同一の敷地内において実施した撤去工事について、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者を除く	①販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体をする際にブロック塀等を撤去する工事 ②交付決定以前に着手している工事 ③ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事	都市整備課 計画指導班	<a href="https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/000001761.html">https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/000001761.html</a>	0463-71-5956	【受付件数】 13件(先着順)  【受付期間】 令和5年5月12日(金曜日)～令和5年12月28日(木曜日)  令和4年度の申請より、押印は必要ありませんが、押印に代わるものとして身分証明書の確認が必要となる
湘南	鎌倉市	改正 R5.4.1 施行	危険ブロック塀等対策事業補助金	申請者以外の第三者が通行する道路等に面し、延長が1m以上、かつ、高さが1m(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1m以上、かつ、塀の高さが60cm以上のもの)以上のブロック塀等で、市から緊急である旨の指導又は勧告を受けたもの  ブロック塀等の除却後に設置する軽量なフェンス等	①ブロック塀等の除却 ※鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀、万年塀、組積(石、煉瓦等)造の塀  ②軽量なフェンス等の設置 ※ブロック塀等以外の軽量なフェンスや門	①②とも 1/2 鎌倉市立小学校的通学路(補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの)にある場合は9/10)	①ブロック塀等の除却： 市が定めた単位当たりの標準工事費に塀の見付面積(基礎は延長)を乗じた額と除却工事の見積額との少ない額 ※工事費標準額表は、塀の種類によって細かく設定されているため、市のホームページ等で要確認  ②軽量なフェンス等の設置： 市が定めた単位当たりの標準工事費に延長を乗じた額と設置工事費の見積額との少ない額 ※標準工事費：39,540円/m (1,000円未満切り捨て)  ※見付面積：門柱又は控え壁がある場合はその見付面積を加算する	市内にブロック塀等を所有し、又は管理する者(市から当該ブロック塀等が危険である旨の指導又は勧告を受けた者に限る)	①土地の販売を目的としてブロック塀等を除却する者 ②鎌倉市狭あい道路拡幅整備事業によりブロック塀等を除却する者 ③一度この補助金を受けたことのある場合	都市景観部 建築指導課	<a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchikushidou/blockhtml">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchikushidou/blockhtml</a>	0467-61-3589	原則として、申請年度の1月末日までに工事を完了し、かつ、補助金の交付請求を行うことができること 令和5年度の補助交付申請については、令和5年10月末日までに行うこと	

# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除等したものをいう(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
	藤沢市	修正 R5.4.6	危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度	次のいずれかに該当するもの ・長さ1m、道路からの高さが1mを超えるブロック塀等 ・擁壁の上であって、長さ1m、擁壁を含む道路からの高さが1mを超え、ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの ・市内の戸建て住宅に附属して道路に沿って設置されているブロック塀等 ・藤沢市津波避難路計画に定める津波避難路に面している共同住宅や駐車場等に附属するブロック塀等  ※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀その他これに類するもの及びこれらを組み合わせた塀	①ブロック塀等を撤去する工事 ②ブロック塀等の道路からの高さを40cm以下に減じる工事 ③上記①又は②の後、フェンス等の安全な工作物を設置する工事  ※安全な工作物等：フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣など  ※前面道路幅員が4m未満の場合や擁壁上のブロック塀については要相談	補助対象工事費(消費税込)の1/2 藤沢市津波避難路計画に定める「津波避難路」沿いのブロック塀等については補助対象経費の3/4 (1,000円未満切り捨て)		上限30万円  津波避難路の場合は45万円	・ブロック塀等が付属する市内の戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している者(居住者が一親等の親族の場合を含む)、又は藤沢市津波避難路計画に定める津波避難路に面しているブロック塀等で共同住宅や駐車場等に附属しており、これらを所有している者(不動産業者等の法人は除く) ・市税の滞納が無い者	①販売や収益を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去を行う場合 ②補助金交付決定の前に工事着手している場合 ③狭あい道路整備事業などの助成や補償を受けている場合	防災安全部 防災政策課	<a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bousai/bosai/taisaku/burokkubei.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bousai/bosai/taisaku/burokkubei.html</a>	0466-50-8380	・補助金を利用して設置した安全な工作物等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等ができない ・受付期間は2023年4月17日(月)から、2023年12月28日(木)まで(土日祝日を除く) 各市民センター・公民館、郵送、FAX、メールでは受付できない
	茅ヶ崎市	修正 R5.4.6	危険ブロック塀等撤去費補助制度	・建築基準法第42条に定義された道路に接するブロック塀等 ・道路等からその上端までの高さが0.8mを超えるものを、0.8m以下まで撤去するもの ・建築基準法第43条の許可・認定を受けた道路に接するブロック塀等 (注) その他、詳細の条件あり	道路沿いに設置された高さ0.8mを超えるブロック塀等の撤去工事		①～③のうち最も低い額 ①撤去工事の見積額(消費税を除く) ②撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/平方メートル (1,000円未満切り捨て) ③上限額	20万円  世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは30万円	ブロック塀等を所有し、市税を滞納していない方	茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱第7条第2項の規程により市の補償を受けて築造したものであって、その築造の日から起算して10年を経過していないものを除く	建築指導課 建築安全担当	<a href="http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidoukuri/shidou/1008199.html">http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidoukuri/shidou/1008199.html</a>	0467-81-7185	(注) 幅員が、4.0メートル未満の道路(建築基準法第42条第2項道路)に面したブロック塀等は、本制度ではなく「狭あい道路整備事業」の補償対象となる場合があるので、詳しくは道路管理課へ 交付申請書提出期限は、補助対象事業に着手する14日前の日 実績報告書提出期限は、補助事業の完了の日から1月を経過する日又は交付決定を受けた年度の1月31日の早い日
湘南	寒川町	修正 R5.4.1	寒川町危険ブロック塀等防災工事事業補助金制度	次のすべてに該当する危険ブロック塀等 ・コンクリートブロック、万年塀、石材等を用いて築造された塀又は門柱 ・道路面又はその土地の敷地面からの高さが1メートル以上のもの(ブロック塀等が擁壁の上に築造される場合にあっては、道路面からの高さが1メートル以上で、かつ、そのブロック塀の高さが0.6メートル以上のもの) ・延長が1メートル以上のもの ・道路(建築基準法第42条第1項又は2項)に定に面している	道路に面したブロック塀等を撤去する工事、または撤去するとともに安全な工作物等を設置する工事(道路(法第42条2項の規定に基づく道路に限る。)の中心線から水平距離2mの線(当該道路がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道路の側の境界線から当該道路の側に水平距離4mの線)までの範囲に設置するものを除く) ※道路面まで(基礎除く)全ての塀を撤去する必要がある	補助対象工事費の1/2 (1,000円未満切り捨て)		30万円	危険ブロック塀等及び危険ブロック塀等が附属する個人住宅の所有者で、町税を滞納していないこと	法人が所有する戸建て住宅、店舗等住宅以外の用途を兼ねるもの及び賃貸住宅は対象外次のいずれかに該当する危険ブロック塀等に係る防災工事 ①売買を目的とした整地又は解体に伴い撤去するもの ②都市計画法第29条に規定する開発行為に伴い撤去するもの ③国及び地方公共団体その他の公共団体が撤去するもの ④この要綱による防災工事に係る補助を受けたことがある敷地に存するもの ⑤国及び地方公共団体その他の公共団体による助成制度を受けて工事を行うもの ⑥道路整備又は市街地整備に伴う移転補償を受けて工事を行うもの ⑦販売又は収益を目的とした敷地に存するもの ⑧面している道路との境界が確定していない敷地に存するもの	都市建設部 都市計画課	<a href="http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/toshikeikaku/fo/jutaku/1543543147616.html">http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/toshikeikaku/fo/jutaku/1543543147616.html</a>	(0467)74-1111	●1年延長  ・事前に都市計画課に相談 ・令和6年3月中旬頃までに工事完了する見込みのあるもの  ・補助金の交付は一敷地につき1回まで

# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。  
 注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)  
 注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除等したものをいう(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
小田原地方	小田原市	改正 R5.4.1 施行	ブロック塀等撤去費補助金	○道路 1. 国・県・市その他公法人が所有し、または管理する道 2. 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に定める道路 ○ブロック塀等 ・市内に存するコンクリートブロック、大谷石、万年塀、レンガを用いて築造した塀又は門柱 ・道路面からの高さが1メートルを超えるもの(擁壁の上に築造されているものあつては、塀の部分の高さが0.6メートルを超えているものに限る。)又は市長が特に危険と認めたもの ・傾斜が著しい、風化若しくはひび割れが著しいブロック塀等で、地震により倒壊した場合に危険と認めるもの	市内の道路、学校指定通学路(私道含む)、公共施設、幼稚園、保育所などに面した高さ1mを超えるブロック塀等の撤去 ※ただし、撤去後、ブロック塀等を設置する場合には、高さ40cm以下のもの(フェンス等の設置は可) ※家屋等の建替え又は解体を伴う工事ではないもの ※工事着手前に手続きが必要。		塀の長さ1mあたり1万円補助算定額と、撤去にかかる費用(消費税抜き)を比べて低い額	10万円	・市税の滞納がない方	1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴う撤去工事 2 事業を行うものが当該事業に係る棚卸資産として所有する土地に存する塀等を撤去する撤去工事 3 国及び地方公共団体その他公共団体が行う撤去工事 4 市税を滞納している撤去工事 5 撤去跡地に道路面から40センチメートルを超えるブロック塀等を築造するために行われる撤去工事 6 同一道路に撤去されないブロック塀が残る撤去工事 7 この要綱又は小田原市地震被害軽減化促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱による廃止前の小田原市危険な塀撤去促進事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者が行う撤去工事 8 家屋等の建替え又は解体を伴う撤去工事 9 市長が補助の対象として特に不適当と認める撤去工事	防災部 防災対策課 危機管理係	<a href="http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/hiojokikennaheih.html">http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/hiojokikennaheih.html</a>	0465-33-1855	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談、郵送申請(〒250-8555 小田原市役所防災対策課宛)も、ご活用ください。 申請期間は、令和5年5月1日(月)から11月30日(木)まで実績完了報告提出期限は令和5年12月末日 申請者が多数で、補助額の合計が予算額に達した場合は、申請期間中であつても受付終了する場合があります
	南足柄市													
	中井町	修正	危険ブロック塀等安全対策補助金	申請をする年度の3月20日までに実績報告が提出できる安全対策であつて、次の各号のいずれかに該当するもの ・町立小学校及び町立中学校への登下校のため児童及び生徒が利用する道路で、通り抜けができる道路に面している ・その他町長が特に緊急の対応が必要であると認めた道路に面している	安全対策工事：既存の危険ブロック塀等を除去する工事及び除去後に安全な工作物等を設置する工事 ※安全な工作物等：生垣、フェンスその他軽量の門柱等であつて町長が安全と判断したもの ※危険ブロック塀等 ブロック塀等(コンクリート製の塀、コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀及び門柱で道路面又は土地の敷地面から60cmを超える高さを有するもの)で、火災又は地震等の緊急時において、転倒や倒壊により通行や避難を妨げ又は人に危害を及ぼす恐れがあるものとして町長が危険と判断したもの	安全対策に要した費用(税抜き)の1/2以内(1,000円未満切り捨て)		30万円	ブロック塀等の所有者・管理者(法人が所有する戸建て住宅、店舗等住宅以外の用途を兼ねるもの及び賃貸住宅は対象外)	①販売を目的とした整地又は解体に伴い行う危険ブロック塀等の除去 ②都市計画法第29条に規定する開発行為に伴い行う危険ブロック塀等の除去 ③国及び地方公共団体その他公共団体が行う工事 ④この要綱に基づく補助金の交付を受け設置した安全な工作物等を除去及び除去後新たに安全な工作物等を設置する工事 ⑤国及び地方公共団体その他公共団体による助成制度を受けて行う工事 ⑥道路整備又は市街地整備に伴う移転補償を受けて行う工事	地域防災課 防災班	<a href="https://www.town.nakai.kanagawa.jp/soshiki/cihiikibosaikabosaihan/anzenanshin/2/426.html">https://www.town.nakai.kanagawa.jp/soshiki/cihiikibosaikabosaihan/anzenanshin/2/426.html</a>	0465-81-1110	・補助金の交付は、一敷地につき一回まで ・補助金額確定の通知を受けた者は、申請書の提出した日の属する年度の翌年度の4月25日(閉庁日に該当する場合は、翌閉庁日)までに中井町危険ブロック塀等安全対策補助金請求書を町長に提出しなければならない。
大井町	改正 R5.4.1 施行	ブロック塀等撤去費補助金	・道路面から0.6メートルを超える高さを有するもので、避難路等(町内にある小学校の登下校などのため、児童が利用する通り抜けができる道路並びに緊急輸送道路)に面するもの ・その他町長が撤去の必要があるものと認めたもの。	ブロック造り、コンクリート造り、石造り、レンガ造り、その他組造りによる塀および門柱であつて、町内の住宅または店舗併用住宅に附属する塀等を、撤去または塀の高さを0.6メートル以下にする工事	ブロック塀等の撤去に要する費用の1/2に相当する額		20万円	補助金の交付対象となるブロック塀等を所有し、又は管理する者	・販売を目的とした整地または解体に伴い行うブロック塀等を撤去する工事 ・開発行為に伴い行うブロック塀等を撤去する工事 ・ブロック塀等の撤去に対して、他の助成または補償を受けて行う工事 ・交付決定以前に着手している工事 ・この補助金を受け撤去したブロック塀等と同一の敷地内に設置されたブロック塀等を撤去する工事 ・家屋の建替えに伴い、ブロック塀等を撤去する工事 ・その他、町長が不適当と認める工事	都市整備課	<a href="https://www.town.ooi.kanagawa.jp/soshiki/11/blcockhoio.html">https://www.town.ooi.kanagawa.jp/soshiki/11/blcockhoio.html</a>	0465-85-5014	対象工事は、申請者が工事着手前に申請をする日に属する年度の5月10日(閉庁日の場合は翌閉庁日)以降に申請書を提出し、3月1日(閉庁日の場合は翌閉庁日)までに実績報告が提出出来るものであること	



## 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除したものを用いる(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者 (補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考	
小田原地方	松田町		危険ブロック塀等撤去費補助制度	次に掲げる要件を満たすものであって松田町が危険であると確認したもの ①町内の住宅または店舗併用住宅に付属するもの ②不特定多数の者が通行する公道に面するもの ③高さが1m以上あるもの	※危険なブロック塀等(コンクリートブロック、コンクリートパネル又は石材等を用いて築造した塀又は門柱)を撤去する工事	撤去工事費の1/2 (1,000円未満切り捨て)		20万円以内	危険なブロック塀等を撤去する者で町税等を滞納していない者	・法人が設置する者や宅地の開発行為に係るものは除く ・この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたことがある者 ・町税等を滞納している者 ・暴力団員	まちづくり課 都市計画係	<a href="https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/10/kikennburokku01.html">https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/10/kikennburokku01.html</a>	0465-84-1332	※【木造住宅耐震診断補助制度】【木造住宅耐震改修補助制度】【生垣設置奨励補助制度】と併用可能	
	山北町		ブロック塀等除却費補助制度	次の全てに該当するもの ・コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、その他組造りによる塀及び門柱で地震等により倒壊する恐れのあるものとして町長が危険と判断したもの ・道路面からの高さが1メートル以上(ブロック塀の下に基礎や擁壁がある場合は0.6メートル以上)のもので、避難路等に直接面するもの ・その他町長が除却の必要があると認めたもの ・地震による倒壊の恐れがあること ※避難路：町内にある小学校及び中学校への登下校のため児童及び生徒が利用する通り抜けができる道路並びに緊急輸送道路をいう	危険なブロック塀等の除却工事	除却工事に要する経費の1/2 (1,000円未満切り捨て)		20万円	ブロック塀の所有者・管理者とするが、下記のものとは除くものとする。 ①国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体 ②過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者	①販売を目的として行う整地や解体に伴いブロック塀等を除却する工事 ②山北町狭あい道路拡幅整備要綱により行うブロック塀等を除却する工事 ③都市計画法第29条に規定する開発行為に伴いブロック塀等を除却する工事	都市整備課	<a href="http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/0000004300.html">http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/0000004300.html</a>	0465-75-3647	・補助金の交付を受けようとする場合は事前に相談すること	
	開成町														
	箱根町			ブロック塀等撤去改修補助事業	道路等に面して設置された危険性があると認められるブロック塀等で、 ①延長が1メートル以上、かつ、道路面からの高さが1メートル以上のもの ②擁壁の上にあつて、延長が1メートル以上、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが1メートルを超え、ブロック塀等の高さが0.4メートルを超えるもの ③ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いものであること ※道路等：建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路その他これらに類するもので町長が認めるものをいう。ただし、不特定多数の者が利用するものに限る 建設業法第3条による建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者が施工する次の工事	ブロック塀等を撤去する工事及び撤去に続いて安全な工作物を設置する工事 ①撤去：同一の利用に供されている一団の土地における道路等に面するブロック塀等をすべて取り除くこと ②改修：ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離について安全な工作物を設置することをいう。なお、安全な工作物を設置するときは、建築基準法第42条第2項に規定する道路内及びその他これらに類する道路内には築造しないこと ※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、レンガ積塀など ※安全な工作物等：軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣、板塀その他町長が認める工作物をいう。 ※改修は、 ①建築基準法第44条に違反しないこと ②ブロック塀等を併用する場合は、その高さは0.4m以下とし、かつ、その基礎の道路面からの高さは、0.1m以下とすること 3. 建築基準法施行令第62条の8の安全に係る規定に適合すること	工事費の1/2 通学路沿いの場合は9/10		○ブロック塀の撤去 実際の工事費(税抜)と撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたり10,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額 ○安全な工作物等の設置 実際の工事費(税抜)と設置する安全な工作物等の延長に1メートルあたり20,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額 (1,000円未満切り捨て)	○ブロック塀の撤去 10万円(通学路沿いの場合は20万円) ○安全な工作物等の設置 20万円(通学路沿いは40万円)	・町内にある道路等に面したブロック塀等の所有者または管理者で、当該ブロック塀を撤去又は改修する者 ・区分所有建物に付属するブロック塀等にあつては建物の区分所有等に関する法律第3条の団体の区分所有者を代理する者 ・町税等を滞納していないこと ・個人にあつては、暴力団員でないこと ・法人にあつては、暴力団でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと	1. 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う工事 2. 都市計画法第29条に規定する開発行為及び箱根町開発事業私道要綱に伴う工事 3. 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体する際に行う工事 4. 家屋の建替えに伴い、ブロック塀等の撤去又は改修を行う工事	環境整備部 都市整備課	<a href="https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000001426/index.html">https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000001426/index.html</a>	0460-85-9566/ 0460-85-8600(道路管理係・道路工務係)

## 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除等したものをいう(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
小田原地方	真鶴町		真鶴町生け垣設置奨励補助金	高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、竹、丸太等の補助材料を用いたかきねであって、 1. 一般の用に供されている道路に接する総延長2メートル以上のものであること。 2. 樹木の高さは60センチメートル以上、生け垣の下に石積み、レンガ等で土台を築く場合の土台の高さは60センチメートル以下であること。 3. 樹木の植栽本数は、延長1メートルにつき、原則として2本以上であること。 4. 植樹帯は、30センチメートル以上とし、植栽位置は土地の敷地境界線から25センチメートル以上内側であること。 5. 樹木の種類は、町が推奨するもので、樹木が健全であること。	当該住宅又は事業所用地に生け垣を新たに設置する工事		生け垣の延長1メートルにつき、コンクリート塀、石垣等に代えて生け垣を設置するときは10,000円、それ以外のときは5,000円を限度とする。	10万円	本町内に住宅又は事業所用地を所有し又は管理する者(2以上の住宅又は事業所用地に連続して設置する場合には、その代表者)	1. この要綱に基づいて既に補助金の交付を受けて生け垣を設置した住宅又は事業所用地に設置するもの 2. 販売を目的として所有し、又は、使用する住宅又は事業所用地に設置するもの 3. 町税を滞納している者が設置するもの	まちづくり課	<a href="http://www.town.manazuru.kanagawa.jp/kurashi/tetsuduki/su/maikurashi/541.html">http://www.town.manazuru.kanagawa.jp/kurashi/tetsuduki/su/maikurashi/541.html</a>	0465-68-1131	
	湯河原町	修正	組積造撤去等補助金交付制度	・町内業者により施工され、かつ、当該組積造撤去等に要した費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)が10万円以上のもの ・令和6年3月31日までに町長に申請し、令和6年9月30日までに所定の完了報告書を町に提出できる工事であること ・他の助成制度等を受けていないこと ※町内業者：町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者で、組積造撤去等を行うものをいう。ただし、第三者に対し、対象工事の全部の施工を委託し、又は請負することは出来ない。 また町税等の滞納がある場合若しくは暴力団又は暴力団員に該当する場合は除くもの。	町内業者により町内の住宅の道路等に面した組積造を撤去し、又は撤去後に安全な工作物等を設置する工事 ※住宅：自己の居住の用に供する建築物(店舗等の併用住宅及びマンション等の共同住宅を含む) ※組積造：コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、レンガ積塀、石積塀その他これらに類する塀及び門柱 ※道路等：建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路その他これらに類するもので町長が認めるもの ※撤去：同一の利用に供されている一団の土地における道路等に面する組積造を全て取り除くこと ※安全な工作物等：軽量のフェンスその他これらに類するもので町長が認めるもの	住民登録者：組積造撤去等に要した費用の1/10 住民登録者でない者：組積造撤去等に要した費用の1/20 (1,000円未満切り捨て)	住民登録者：5万円 住民登録者でない者：2万5千円 町が別に定める通学路に面した組積造撤去等の場合 住民登録者：10万円 住民登録者でない者：5万円	・組積造撤去等を行う住宅の居住者又は所有者	・同一の住宅の組積造撤去等に関し、この補助金の交付を受けたことがある場合 ・申請者及び申請者と同一世帯に属する者が町税等の滞納をしていた場合 ・申請者及び申請者と同一世帯に属する者が暴力団員である場合	地域政策課	<a href="https://www1.g-reiki.net/yugawara/reiki_honbun/I200RG00000707.html">https://www1.g-reiki.net/yugawara/reiki_honbun/I200RG00000707.html</a>	0465-63-2111(内線233)	令和6年9月30日までに所定の完了報告書を提出できる工事であること	
	厚木市		危険ブロック塀等防災工事補助金交付制度	危険なブロック塀等 高さ0.65メートル以上、長さ1メートル以上で、一般の交通の用に供されている道路に面しているコンクリートブロック塀、万年塀、石積塀及びこれらの組合せがある塀	個人が所有する危険なブロック塀等の撤去、又は危険なブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等(フェンス、生垣、四ツ目垣、竹垣)を設置する工事 ・ブロック塀等の撤去は、一般の交通の用に供されている道路に面している全てのブロック塀の高さを65cm以下にするもの。ただし、門柱、門扉及び引戸等に係る1メートル以下の既存ブロック塀等を残すことができる ・フェンスを新設する場合におけるブロック積の高さは65cm以下とする。ただし、補助対象はブロック積1段分とする ・生垣を設置する場合は、高さは原則90cm以上の樹木を、生垣の延長1mにつき原則3本以上植栽するものとする	工事見積額の3/4 (1,000円未満切り捨て)	上限30万円 ただし、見積工事費の危険なブロック塀等の撤去にかかる費用については、関東地区用地対策連絡協議会の定める損失補償算定標準書を参考に市で算出した額を上限とする	危険なブロック塀等の所有者	・既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたもの ・道路工事等の新設・改良等の移転補償に伴う工事をする場合	市長室 危機管理課 危機管理係	<a href="https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kikanrika/8/1423.html">https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kikanrika/8/1423.html</a>	046-225-2192		



# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。  
 注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)  
 注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除等したものをいう(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
県央	大和市	改正 R5.4.1 施行	ブロック塀等撤去費及び改善費補助金制度	<p>①道路(公道又は私道を問わず一般交通の用に供する道路)に面するブロック塀等(大谷石等の組積造の塀や万年塀を含む)</p> <p>②ブロック塀等の所有者による点検により、ブロック等の適法性・安全性が確認できないもの</p> <p>※補助対象となるフェンス等(アルミ及びスチールフェンスその他不燃性の材料を用いたもの)は、建築基準法第42条第2項に規定する道路上に位置しないもの</p>	<p>ブロック塀等の所有者等による点検により、災害時に倒壊等の危険性がある事が判明したブロック等を除却し、又は除却に伴いフェンス等を新たに設置する工事</p> <p>※撤去：点検の結果、建築基準法その他の関係法令に適合しておらず又は、地震等の災害において倒壊若しくは転倒の可能性が高く安全性に問題があることが判明したブロック塀等の全部若しくは一部を道路面から60センチメートル以下の高さになるよう除却すること(建築基準法第44条第1項の規定に違反するブロック塀等は、全部の除却に限る。)をいう。</p> <p>※改善：ブロック塀等を全部除却しその跡地等にフェンス等をあらたに設置することをいう。</p> <p>※ブロック塀等：コンクリートブロックその他石材等を用いて築造された塀であって、市内にある60cm超のもの</p> <p>※市内施工業者：市内に事業所を有する解体工事又は改修工事を業として営む事業者であって、見積書及び領収書を当該事業所の所在地で発行できるものをいう。</p>		<p>①ブロック塀等の撤去：市が定めた単位当たりの標準工事費の額に撤去する部分の見付面積(基礎の延長長さ(門柱又は控え壁がある場合はその延長も加算)は延長)を乗じた額と撤去工事の見積額のいずれか少ない額</p> <p>※機械工法(コンクリートブレーカ)の場合：塀は1万円/㎡、基礎は16,000円/m</p> <p>人力工法の場合：塀は15,000円/㎡、基礎は24,000円/m</p> <p>②フェンス等の設置：市が定めた単位当たりの標準工事費の額に改善する部位の延長を乗じた額又は改善に係る工事の見積額のいずれか少ない額</p> <p>※フェンス等の部分は35,600円/m(1,000円未満切り捨て)</p>	左記の合算額の総額で30万円	ブロック塀等の所有者又は管理者	<p>①市税の滞納者</p> <p>②過去に同一の敷地(建築基準法施行令第1条第1号に掲げる敷地をいう。)に所在するブロック塀等についてこの要綱による補助金の交付を受けている者</p> <p>③市長が特に不適当と認める者</p>	街づくり施設部建築指導課建築安全係	<a href="https://www.city.vamato.lg.jp/g/yosei/soshik/35/taisinka/4711.html">https://www.city.vamato.lg.jp/g/yosei/soshik/35/taisinka/4711.html</a>	046-260-5427	補助事業は、所有者等が市内施工業者により行う撤去または改善とする。ただし、建て替えに伴う外構工事として行う場合は市内施工業者により行うことを要しない。上記は、要綱第3条1項の改正規定は、令和5年10月1日より施行になる。
			ブロック塀等撤去費補助事業	<p>次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅に附属し、かつ、道路に面したブロック塀や万年塀、大谷石など、石材を用いて築造された塀や門柱</li> <li>・道路面から高さ0.6m以上のブロック塀であること(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を除く高さが0.6m以上)</li> <li>・道路とブロック塀が存する敷地の境界が確定していること</li> <li>・申請年度の2月末日までに完了報告書の提出ができること</li> </ul> <p>※撤去後、新たに高さ0.6メートルを超えるブロック塀などを設置する予定のないこと</p>	<p>撤去工事：ブロック塀等を全て撤去(ブロック塀等の基礎や擁壁を兼ねた下部について、撤去しないことを市長が認めた場合を除く。)する工事</p> <p>※ブロック塀等：戸建住宅及び住宅以外の敷地(工場・駐車場・空き地等)に附属しかつ道路に面した塀又は門柱で、コンクリートブロック、万年塀、石材等を用いて築造したもの</p> <p>※道路：建築基準法(第42条第1項及び第2項に規定するもの</p>	撤去工事費(税抜き)の1/2	<p>撤去工事費は、工事請負者の見積額又は市が定めた標準工事額のいずれか安価な額</p> <p>※標準工事額：標準工事単価(7,500円/㎡)×撤去面積×補助率(1/2)</p> <p>(1,000円未満切り捨て)</p> <p>※標準工事額は、物価資料4月号及び春号に掲載の単価又はこれらに類する資料から引用し、毎年度見直すこととする。また、その標準工事額を海老名市ホームページに掲載する。</p>	20万円	ただし通学路等に面している撤去工事の上限は30万円とする	市税を滞納していない者であって、補助対象物を所有又は管理している者とする。ただし、管理者が申請する場合は、所有者についても市税等を滞納していないものでなければならぬ。(撤去後に新たなブロック塀を造る予定がないこと)	まちづくり部住宅まちづくり課	<a href="https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/suma/i/jutaku/1007682.html">https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/suma/i/jutaku/1007682.html</a>	046-235-9606/9392	補助事業の予算額に達し次第終了
			危険ブロック塀等撤去補助制度	<p>1.ブロック塀など(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀および門柱)で道路面からの高さが60cm以上のもの</p> <p>2.ブロック塀などが一般の交通の用に供す道路に面していること</p> <p>3.「点検表」で危険があると判断されるもの。</p> <p>4.着工予定の工事(着工済は対象外)であること</p> <p>5.年度末までに、工事を完了させ実績報告書を提出できること</p>	<p>・既設ブロック塀などおよびこれらの基礎の全部または一部を解体し撤去すること</p> <p>※一部撤去とは、一部撤去後のブロック塀などの高さが道路に面する高さで60cm未満にすること</p> <p>・ブロック塀などが擁壁の上部に構築されている場合は、擁壁上部から60センチメートル未満とし、擁壁およびブロック塀などの合計高さが道路に面する高さで2.2メートル未満とする</p>	<p>①通学路(小学校)に面する場合：撤去工事費(税抜き)の3/4</p> <p>②通学路(小学校)以外に面する場合：撤去工事費の1/2(1,000円未満切り捨て)</p>	<p>①の場合：15万円</p> <p>②の場合：10万円</p>	ブロック塀の所有者(私企業でも対象)区分所有のマンションにあるブロック塀等の場合は管理組合集会において撤去に関する決議が得られていること	<p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 他の助成又は補償を受けてブロック塀等の撤去を行う者</p> <p>(3) 販売又は収益を目的として整地、宅地造成や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う者</p> <p>(4) 過去に同一の敷地内において、この告示に基づく補助金の交付を受けたことがある者</p>	建築住宅課指導係	<a href="http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1534221409223/index.html">http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1534221409223/index.html</a>	046-252-7396	先着順で受付し予算に達した場合に受付終了 道路に面して生け垣を設置する場合には別途「生け垣設置奨励金」制度がある(延長1mにつき4,000円で限度額8万円)、既存の塀を壊して設置する場合(1メートルにつき6000円で限度額12万円)	

# 令和5年度 神奈川県内市町村コンクリートブロック塀等撤去等に対する補助事業一覧(令和5年10月10日時点)

注1：本調査は市町村のホームページ掲載内容で確認できたもので、詳細な内容まで表現しきれていないため、申請等に当たっては必ず事前に担当課に確認願います。

注2：区分欄の改正とは、令和3年度以降、市町村が要綱等の内容を改正したものをいう。(赤字アンダーライン付き)

注3：区分欄の修正とは、令和3年度版のこの一覧表の表現を追記・修正削除等したものをいう(赤字)

支部	市町村	区分	事業名等	要件	補助対象となる工事内容	補助率	標準工事費/上限	上限	申請者(補助対象者)	補助対象外	担当課	URL	電話	備考
県央	綾瀬市	修正	危険ブロック塀等耐震化補助事業	次の全ての項目が該当していること ・土地に附属し、かつ、通り抜けができる道路(建築基準法第42条第1項又は第2項に規定するもの)に面していること ・土地の敷地面(当該敷地面が道路面より低い場合にあっては、当該道路面)から60cmを超える高さを有する塀及び門柱(コンクリートブロック塀、万年塀、石材等を用いて築造したもの) ・別に定めるブロック塀等点検表において、1つ以上不適合があるとき又は、その他市長が危険性があると認めたとき。 ・市内施工業者が行う工事 ・着工予定の工事(着手済みは対象外) ※市内施工業者 市内に本社又は支社の所在地を有する法人又は個人で、施工業者の住所が明記された見積書、契約書(請負書、発注書等)及び領収書を発行できる施工業者	既存の危険なブロック塀等を撤去又は道路面からおおむね40センチメートル以下にすること、及び撤去後に安全な工作物を設置する工事  ※安全な工作物等：生垣、フェンス及びその他市長が認める工作物  ※通学路 綾瀬市立の小学校等の設置に関する条例(昭和39年綾瀬町条例第26号)第2条に規定する小学校及び中学校が指定する通学路	対象額の1/2  通学路に面している場合10/10  (1,000円未満切り捨て)	危険ブロック塀等の撤去及び撤去後に安全な工作物を設置する費用(業者見積・税抜き)	通路に面している場合かそれ以外に拘わらず撤去は20万円  設置は30万円	危険性があると認められるブロック塀等を所有又は管理している者で、当該ブロック塀等を撤去する、又は当該ブロック塀等を撤去した後に安全な工作物を設置する者  市税を滞納していないこと	・販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う工事 ・都市計画法第29条に規定する開発工事に伴う工事 ・国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事 ・既当補助金の交付を受けた工事 ・他の助成制度を受けて行う工事 ・道路整備に伴う移転補償を受けて行う工事	都市部 都市計画課 計画調整・開発指導担当	<a href="https://www.city.ayase.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/zumai/zumai_kenchiku/11435.html">https://www.city.ayase.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/zumai/zumai_kenchiku/11435.html</a>	0467-70-5625	
	愛川町		危険ブロック塀等耐震化補助金	所有者等が自ら管理する危険ブロック塀等を町内施工業者により耐震化する事業 ※危険ブロック塀等：道路に面し、道路面から1m以上の高さを有する塀及び門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル又は石材等を用いて築造したもののうち、要綱に定めるブロック塀点検表において危険ブロック塀等と判定されたもの ※町内施工業者：町内に事業所を置き、かつ、当該事業所の所在地が明記された見積書及び領収証書を発行できる民間業者	耐震化工事： ①既存の危険ブロック塀等を撤去すること又は ②撤去に併せて安全な工作物を設置する  ※撤去：既存の危険ブロック塀等を除却又は道路面から65cm以下の高さまで取り除く  ※道路：第42条第1項又は第2項に規定する道路  ※安全な工作物等 生垣、フェンス、その他町長が認める工作物等	対象工事費の1/2以内 (1000円未満切り捨て)	危険ブロック塀等の耐震化に要する経費(税抜)	①の場合：10万円 ②の場合：20万円 とし、予算の範囲内で町長が決める	・町内に存する危険ブロック塀等を現に所有又は管理する者	①国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が危険ブロック塀等の撤去を行う場合 ②所有者等が、町の他の要綱の適用を受け、町の負担により、危険ブロック塀等の撤去を行う場合 ③危険ブロック塀等が設置されている場所において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある場合	都市施設課 都市計画班	<a href="https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/material/files/group/4/210325taisinkai_syuukeikaku.pdf">https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/material/files/group/4/210325taisinkai_syuukeikaku.pdf</a>	046-285-2111 (内線)3443	
	清川村	修正	個人住宅用地防災対策工事費助成金支給事業	①擁壁工事(高さ2m以上) 建築基準法の規定による工作物として扱われるもので、ひび割れなどによる擁壁の補修・改修費用 ②塀工事(既存の塀の高さ1m以上)  ・村内施工業者に工事を依頼し、その工事が年度末までに完了すること  ※村内施工業者 村内に事業所を有する法人または個人で、別表1に掲げる対象工事を施工する者	住宅用地防災対策工事 ・個人住宅に附随する擁壁の改修等や塀の植栽化等工事(村内で実施している他の助成制度の対象となる工事を除く。)で、工事金額が10万円以上(税抜)  ※擁壁・塀：コンクリート、コンクリートブロックや石積により造られた工作物	工事費(税抜き)の1/2以内 (100円未満切り捨て)		10万円 住宅1棟につき1回限りの助成	・1年以上本村に住民登録を有し、対象となる住宅に居住している者	・村税などの滞納がある者 ・過去にこの助成金を受けている者	総務課	<a href="https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/bousaikoutsu/341.html">https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/bousaikoutsu/341.html</a>	046-288-1212	工事着手前に、役場庁舎2階・総務課窓口で配布する申請書と併せて見積書、施工前の写真などをご提出